

国民健康保険税

問合せ／健康福祉部 国保年金室 国保係 ☎995-1814
総務部 市民税室 市民税係 ☎995-1810

国民健康保険は、みんなでお金を出しあい、病気やけがに備えています。保険税は使用目的に応じて医療費分・後期高齢者医療支援分・介護分から構成され、それぞれの税額は均等割額・平等割額・所得割額・資産割額を合計して、世帯単位で計算されます。税率は2年ごとに見直されます。

今回は平成22・23年度の保険税の計算方法をお知らせします。

国民健康保険税

- 医療分**…国保加入者がお医者さんにかかる時などの給付に使われます。
- 後期高齢者支援分**…後期高齢者医療加入者がお医者さんにかかる時などの支援として使われます。
- 介護分**…40歳～64歳までの国保加入者のみにかかり、介護保険に使われます。

【保険税の税率と計算方法】

●医療分の税額				課税の上限金額：47万円				
均等割額 ^{※1}	+	平等割額 ^{※2}	+	所得割額 ^{※3}	+	資産割額 ^{※4}	=	国民健康保険税額
19,200円		19,200円		4.8%		30%		
●後期高齢者支援分の税額				課税の上限金額：12万円				
均等割額 ^{※1}	+	平等割額 ^{※2}	+	所得割額 ^{※3}	+	資産割額 ^{※4}	=	国民健康保険税額
6,000円		6,000円		1.2%		6%		
●介護分の税額（納付は40歳～64歳までの方のみ）				課税の上限金額：9万円				
均等割額 ^{※1}	+	平等割額 ^{※2}	+	所得割額 ^{※3}	+	資産割額 ^{※4}	=	国民健康保険税額
4,800円		3,600円		0.8%		3%		

- ※1 均等割額…国保加入者の人数に応じて計算されます。 **国保加入者人数×各金額**
- ※2 平等割額…国保加入者のいる世帯にかかります。加入人数による金額の増減はありません。
- ※3 所得割額…前年中の総所得金額から基礎控除（33万円）を差し引いた金額にかかります。世帯内に複数の国保加入者がいる場合には、加入者の所得割額を合計して計算されます。 **（総所得－33万円）×各税率**
- ※4 資産割額…固定資産税額に応じて計算されます。 **固定資産税額×各税率**

【保険税の軽減】

世帯主（国保以外の保険加入者を含む）および国保加入者の総所得が一定金額以下の場合には、均等割額および平等割額が軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料

問合せ／健康福祉部 国保年金室 年金・後期高齢者医療係
☎995-1813

後期高齢者医療制度では、制度に加入している方が保険料を納めます。保険料は、均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算されます。料率は2年ごとに見直されます。

今回は平成22・23年度の保険料の計算方法をお知らせします。

【保険料の料率と計算方法】

均等割額 ^{※1}		+	所得割額 ^{※2}		=	上限金額：50万円
36,400円			7.11%			後期高齢者 医療保険料

- ※1 均等割額…後期高齢者医療加入者全員にかかります。
- ※2 所得割額…前年中の総所得金額から基礎控除（33万円）を差し引いた金額にかかります。 **（総所得－33万円）×7.11%**

【保険料の軽減】

均等割額 世帯主（後期高齢者医療制度以外の保険加入者を含む）および後期高齢者医療加入者の総所得が一定金額以下の場合には、均等割額が軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

所得割額 所得割額を負担する方のうち、基礎控除を差し引いた総所得金額が58万円以下の方については、所得割額が5割軽減されます。

平成22・23年度

●国民健康保険 保険税率
●後期高齢者医療制度 保険料率

のお知らせ